

熊人蜂

第9号
1982

11.25 発行

熊野通信

わしらはメチャメチャ怒ったぞ すぐに暖房をいれる

堂主部はさむい 暖房をいれなさい

全寮の暖房は、我々はどの程度
生部がのびのびとこの寒戦寒の暖
房停止策動の不当性を全寮に訴えて
きた。今回生部は、寮生の冬の生
活をかえりみるこなく、暖房停止
を主張して行ったのである。我々は断
じこのかまひ生部部の姿勢を許さ
ない。

毎年一月20日をもって全寮に暖
房が入った。今年も入った。
ところが熊野寮では、暖房が入ら
なかったのだ。何故か。堂主部は
今年になって突然「暖房用重理代を
寮生が負担しなければならぬ」と
言うてきたのである。我々は、寮生
内の負担区分(寮を維持運営する
ための費用のうち寮生が負担すべき
と文部省が定めたもの)の適用を認

めらぬことを生部部に通
告した。堂主部は、20日か
ら現在に到るまで暖房を入
れなければならぬ。暖房用重
理代の修理費は、この間の
暖房の手詰被爆を回避して行な
う。区分を認めなさい、
過去において、負担区分は生部
部が我々の間で結着がして来た。
「京大においては、負担区分は生部
部に適用しない」と堂主部は、こ
れをいっている。それを今にな
って暖房停止して来たのは、確
約の反故である。負担区分を寮生に
の負担にしない。寮生の生活は、
どうなるか。今年にはいり、当高は女子、室町
寮には負担区分の全面適用を認め、
その類を提示し、寮生が負担するま
で、負担区分関係の修理、物品補充
は行なわなければならない。ま
今回の熊野寮の暖房停止である。負
担区分を認める事は、我々には、
いかに、我々の主張である。

また、ホールの修理すら行な
われない。この当高の方針は、何ら
理由のあるものではない。暖房補
の修理補修は当高の責任である。
キニして、本来はそれなりの負
担区分は無関係である。当高
で入居しているのだ。今回当高
が重理代を払わなければ修理で
しない。と言っているのは、ま
「寮生への相違点」である。
我々は、寮生に対する負担区分の
適用は、寮生に対する寮の標準施
設としての標準を被爆するのみな
らぬ、受益者負担の原則の押しつ
けとして、拒否するものである。
受益者負担の原則とは、大学を出
れば将来の高収入が約束されるの
ら、大学教育を受けること(寮の
利用も、大学生活側面から保障
する)という面において、その中
含み収め、税金がかかるのは当然
とされる論理である。入学金、授業
料の毎年の値上げ、授業金の有利
化などで、みな受益者負担の押し
つけである。しかし、現在の資本

主義社会において、教育が労働
商品により分け、再生産過程で
て組み込まれていくことを許さ
るならば、真正な益を享受している
は、教育を受ける諸個人ではなく
それを権い、もつて、もつて、
する資本家であるのは明らかであ
る。当高は、我々に負担区分を
私させることで、こいつは資本主
義の理法に組み込んでいくとして
いるのだ。

10・12文書撤回署名の集まり、
当高にたいして暖房停止は、10・12
文書の「基本方針」
「十分な暖房設備を
を要するものである。
ある。当高は寮生等
の当面の大半は注
として負担区分の
負担をのべているの
だ。
現在、我々は、10・12
文書撤回を求める署名
名活動を行って、
全寮の皆々へ「暖房
と我々の身の注目
と署名を訴える
共に闘いなさい

熊野自治会